

## **( 5 ) 水銀廃棄物への対応**

## 事業目的・概要等

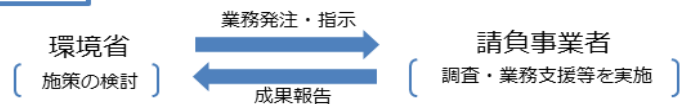
### 背景・目的

水銀に関する水俣条約の発効を見据え、国内外において水俣条約に基づく取組を実効性のあるものとするため、水銀廃棄物の回収促進や適正処理を行うための検討等を継続的に行う必要がある。

### 事業概要

- 1. 廃金属水銀等の処理技術の検証** 78百万円 (70百万円)
    - ・実証試験のスケールアップ化による連続運転における課題等の把握
    - ・水銀処理物について継続した検証を実施
  - 2. 水銀廃棄物の適正処理方策の検討** 12百万円 ( - )
    - ・「水銀廃棄物ガイドライン(仮)」の策定・周知
    - ・国を含めた関係者の適正な役割分担の下での最終処分場の確保等の処理体制及び長期間の監視体制等の検討
  - 3. 水銀添加廃製品の回収促進** 83百万円 (14百万円)
    - ・平成27年度の成果(回収マニュアル策定・セミナー開催)を踏まえた回収促進事業の全国展開
  - 4. 国際的な水銀廃棄物の適正管理の推進** 6百万円 (6百万円)
    - ・水俣条約交渉として水銀廃棄物の閾値、追加附属書等について検討
    - ・ワークショップ開催等によるアジアを中心とした国々への知見提供
- (前年度限りの経費 50百万円)

### 事業スキーム



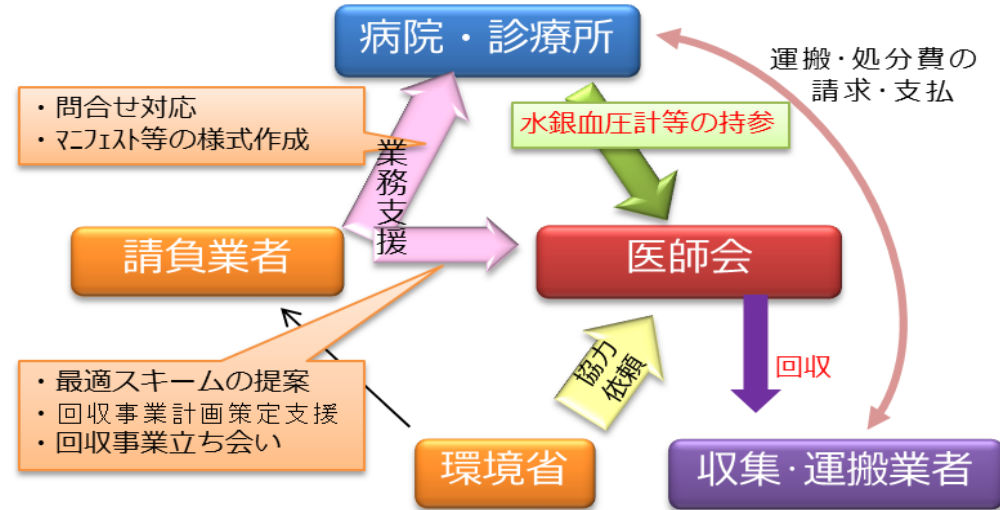
### 期待される効果

・水銀廃棄物の環境上適正な処理方策が確立され実践されることで、地球規模での環境負荷低減に貢献する。

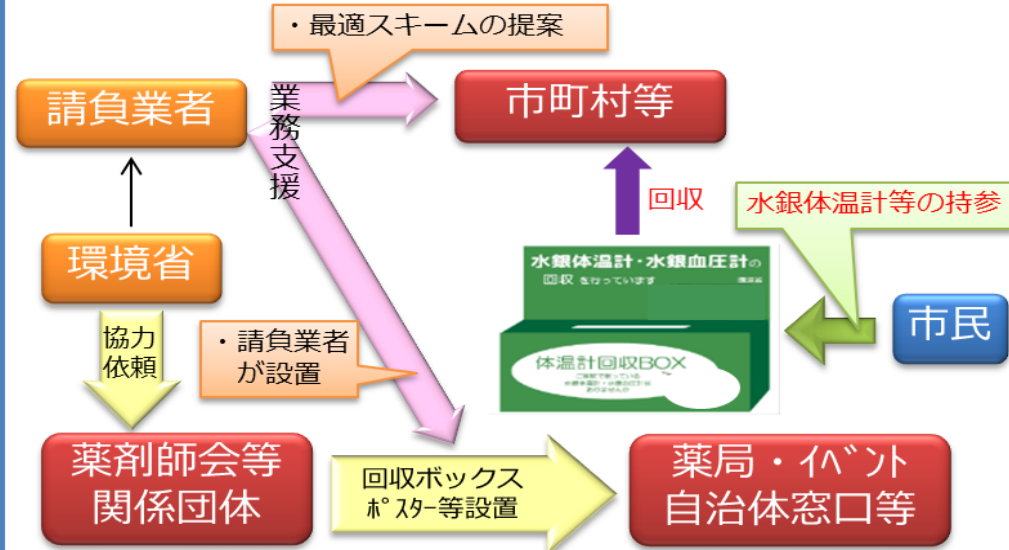
## イメージ

### 【3. 水銀添加廃製品の回収促進】

#### ① 医師会と連携した回収促進事業 (産業廃棄物)



#### ② 市町村と連携した回収促進事業 (一般廃棄物)



# 平成26年度 水銀体温計回収ルート実証事業

## ●目的

「水銀に関する水俣条約」の発行後を見据え、水銀体温計、水銀血圧計等の回収促進方策検討のための基礎的知見を得ること

### 阿蘇広域行政事務組合管内(1市3町2村)

<行政人口> 60,187人  
<回収拠点> 役所窓口(15ヶ所)  
<実施期間> 1か月(H27.2.2~H27.2.27)

・自治体の既存の回収方法と広報網を利用した負担の少ない回収モデルを構築。

・既存の回収拠点に加えて、**役場窓口・事務処理センター等、計15ヶ所に専用回収ボックスを設置。**

#### ▼専用回収ボックス

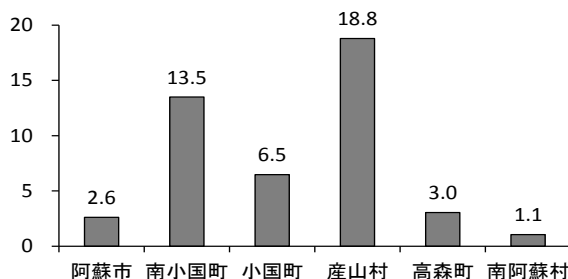


## ●結果

水銀体温計	414本
水銀血圧計	57台
水銀温度計	5本
水銀換算量	計約3.4kg

各自治体における  
水銀体温計推計退蔵数に対する回収率

・右図は阿蘇地域各市町村ごとの回収率である。  
・既存の文献より、1世帯当たり0.4本の退蔵数があるとして試算した。



## ●まとめ

○短期集中型の実証事業により、想定以上の効果が得られたとの自治体意見が多くあった。

○既存の回収システム等の地域特性を踏まえ、より有効かつ多様な拠点整備を図る等により効果的な回収モデルを構築できる可能性が示された。

### 北海道旭川市

<行政人口> 346,831人  
<回収拠点> 薬局(184店舗)  
<実施期間> 1か月(H27.2.1~H27.2.28)

・既存の回収方法(ステーション収集)とは別に、北海道薬剤師会旭川支部の協力を得て、**薬局の店頭**に専用回収ボックスを設置。

・184店舗の薬局に設置、111店舗に持ち込みがあった(60.3%)。

・市民イベントにおいてアンケートを行い、計181名から回答を得た。

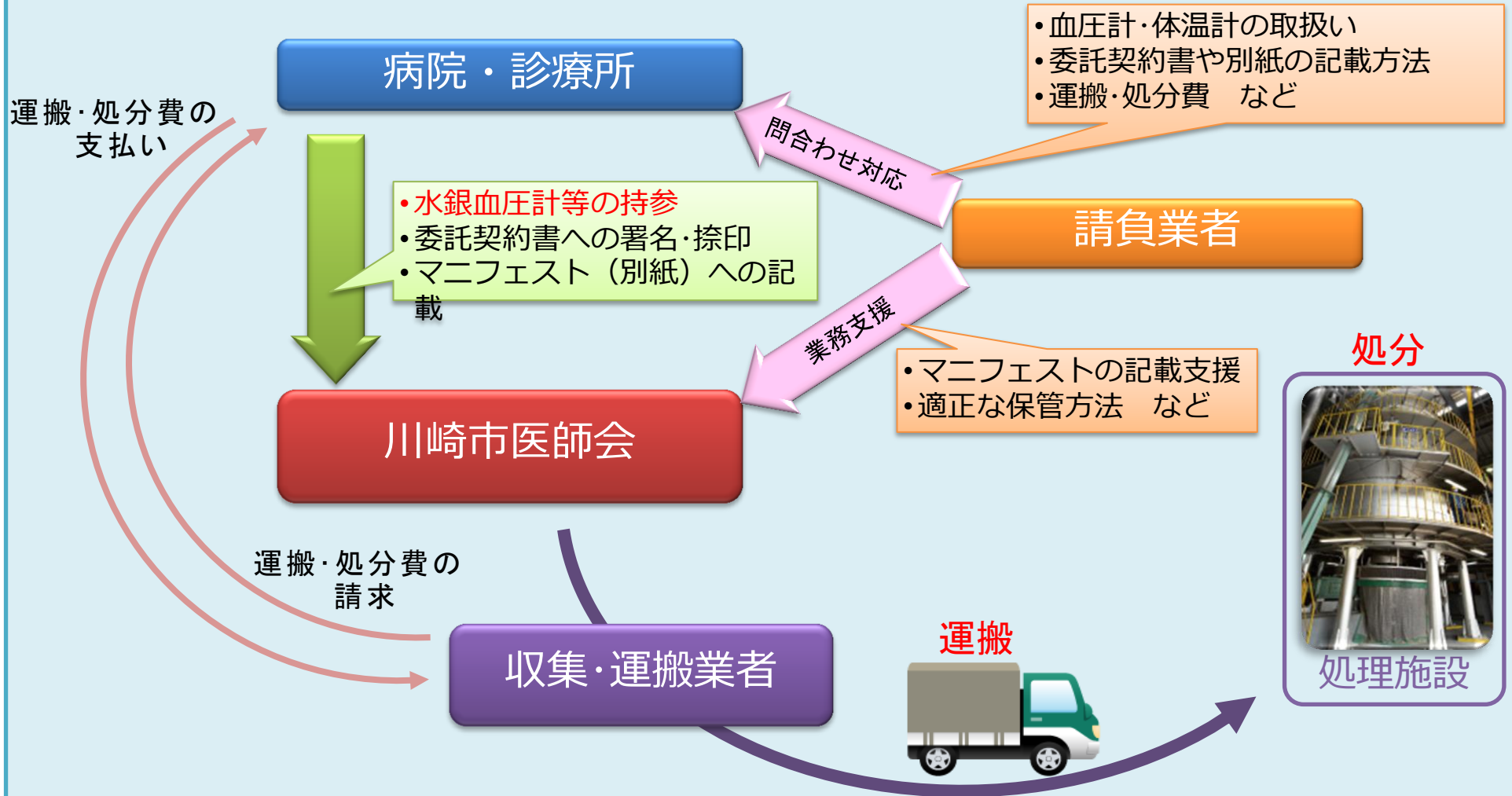
## ●結果

水銀体温計	435本
水銀血圧計	94台
その他	5点
水銀換算量	計約5.2kg

・既存の文献より、1世帯当たり0.4本の退蔵数があるとして、回収率を試算すると、**0.5%**であった。

※旭川市では、通常のごみ処理の一環で、ごみステーションでも体温計等を回収しているため、阿蘇地域と比較すると回収率が低い結果となったと考えられる。

# 水銀血圧計・水銀体温計の回収促進事業【川崎市医師会】



結果：参加医療機関125か所から水銀血圧計284個、水銀体温計339本が回収

# 東京都医師会による水銀血圧計・水銀体温計の自主回収の概要

項目	内容
回収方法	<p>①会員は、水銀血圧計及び水銀体温計を、自主回収期間内に所属する地区医師会へ持参する（平成25年度からは非会員も対象とし、東京都医師会で回収）。</p> <p>②地区医師会は、持参されてきた水銀血圧計及び水銀体温計を回収するとともに、処分料金を徴収し、それぞれ保存段ボール箱に入れて、収集・運搬業者が収集に来るまで保管する。</p> <p>③自主回収期間が終了した時点で、東京都医師会から指定された日に、収集・運搬業者が地区医師会に回収に行き、保存段ボール箱とマニフェストを受け取る。</p> <p>④収集・運搬業者は、地区医師会から回収した水銀血圧計・水銀体温計をドラム缶に詰め替え、処理・処分業者まで運搬する。</p> <p>⑤処理・処分業者が中間処理（焙焼等）・最終処分を行う。処分が全て完了した時点で、マニフェストが収集・運搬業者経由で地区医師会に請求書とともに送付される。</p>
回収量	<p>体温計4,378本、血圧計2,592個（平成24年度実績） 同2,002本、同1,557個（平成25年度実績） 同1,438本、同1,513個（平成26年度実績）</p>

# 3. 廃棄物処理法の改正 について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
の一部を改正する法律  
(平成22年法律第34号)

附則

第十三条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 廃棄物処理法の点検・見直しに係る 今後の検討の進め方・スケジュール（想定）について

- 平成22年の廃棄物処理法改正の施行後5年（平成28年4月1日）を経過した場合において、平成22年改正法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものされている。

（参考）廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）

附則

第13条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ＜今後の進め方・スケジュール（想定）＞

- 平成27年度 廃棄物処理法の施行状況等調査の実施



- 施行状況調査の結果等を踏まえ、中央環境審議会等において、有識者・関係団体等も交えて検討



御清聴ありがとうございました。



環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/>

平成28年度予算について

<http://www.env.go.jp/guide/budget/index.html>